

# 平成27年度秋田市一般廃棄物処理実施計画

平成27年3月策定

秋 田 市

# 目 次

## 1 ごみ処理実施計画

(1) 実施期間	1
(2) ごみの種類および排出量見込み	1
(3) 家庭系および事業系ごみの分別区分による処理方法	
ア 家庭系ごみ（家庭から排出される一般廃棄物）	1
イ 事業系ごみ（事業活動に伴って排出される一般廃棄物）	2
ウ ごみの排出抑制・再資源化計画	
(ア) 廃棄物の発生抑制と循環型社会の推進	
a 資源集団回収推進事業	2
b 古紙ステーション回収システム	2
c 粗大ごみ戸別収集事業	2
(イ) ごみ減量活動の促進	
a 家庭系ごみ減量・分別啓発事業	2
b 事業系ごみ減量・分別啓発事業	2
c ごみ減量コラム掲載事業	2
d ごみ減量アクション開催	3
e 生ごみ減量促進事業	3
(ウ) その他の環境施策	
a 家庭ごみ処理手数料の負担軽減措置	3
b ボランティア袋の交付	3
c ごみ集積所設置費補助事業	3
d 一般廃棄物処理施設整備基金積立金	3
e ごみ集積所巡回事業	3
(4) 収集・運搬計画	
ア 収集区域の範囲	4
イ 収集方法等	
(ア) 家庭系ごみ（家庭から排出される一般廃棄物）	4
(イ) 事業系ごみ（事業活動に伴って排出される一般廃棄物）	5
(ウ) 自ら処理施設へ搬入する場合の開場時間および受入休業日	5
(エ) 本市で収集・処理しないごみ	6

(5) 中間処理計画	
ア 溶融処理	6
イ 破碎・資源化処理	7
ウ 資源化処理	7
エ 資源化処理（民間施設）	7
(6) 最終処分計画	7
<b>(参考) ごみ処理計画フロー図</b>	<b>8</b>

## 2 生活排水処理実施計画

(1) 実施期間	9
(2) し尿・浄化槽汚泥の排出量見込み	9
(3) し尿・浄化槽汚泥の処理方法	9
(4) し尿・浄化槽汚泥の処理計画	
ア 適正処理の推進	9
イ 浄化槽設置の整備	9
(5) 収集・運搬計画	
ア 収集区域の範囲	9
イ 収集方法	9
ウ 中間処理計画	10
<b>(参考) 生活排水処理計画人口</b>	<b>10</b>



## 平成 27 年度秋田市一般廃棄物処理実施計画

### 1 ごみ処理実施計画

平成 27 年 3 月に新たな秋田市一般廃棄物処理基本計画を策定し、ごみの適正処理、ごみの発生抑制および再利用等の循環型社会を構築していくための取組を推進する。

#### (1) 実施期間

平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日

#### (2) ごみの種類および排出量見込み

種類	排出量		合計
家庭ごみ	60,546t/年	165t/日	120,952t/年
事業ごみ	42,172t/年	115t/日	
粗大ごみ	3,403t/年	9t/日	
資源化物	14,831t/年	41t/日	

#### (3) 家庭系および事業系ごみの分別区分による処理方法

##### ア 家庭系ごみ（家庭から排出される一般廃棄物）

分別区分	収集運搬主体	中間処理		最終処分	
		処理主体	処理方法	処理主体	処理方法
家庭ごみ	市(委託) 排出者	市	溶融	市	埋立
粗大ごみ	市(委託) 排出者	市	破碎・溶融 ・資源化	市	埋立
金属類	市(委託) 排出者	市	破碎・溶融 ・資源化	—	—
空きびん ----- 空き缶 ----- ペットボトル ----- ガス・スプレー缶	市(委託) 排出者	市	資源化 (選別・圧縮 ・梱包)	—	—
使用済み乾電池	市(委託) 排出者	市	資源化 (選別・梱包)	—	—
古紙	協同組合秋田 古紙回収協会	資源化事業者	資源化	—	—

## イ 事業系ごみ（事業活動に伴って排出される一般廃棄物）

分別区分	収集運搬主体	中間処理		最終処分	
		処理主体	処理方法	処理主体	処理方法
事業ごみ	許可業者 資源化事業者 排出者	市	溶融	市	埋立
粗大ごみ		市	破砕・溶融 ・資源化	市	埋立
金属類		市	破砕・溶融 ・資源化	—	—
空きびん ----- 空き缶 ----- ペットボトル		市	資源化 (選別・圧縮 ・梱包)	—	—
古紙		資源化事業者	資源化	—	—

## ウ ごみの排出抑制・再資源化計画

### (7) 廃棄物の発生抑制と循環型社会の推進

#### a 資源集団回収推進事業

地域住民が自主的に地域の資源化物を回収する集団回収の実施団体および回収業者に対し、奨励金を交付することにより、ごみの減量とリサイクルの推進を図る。

#### b 古紙ステーション回収システム

民間事業者が実施する古紙ステーション回収を支援し、家庭系ごみの減量推進と資源の再生利用を促進する。

#### c 粗大ごみ戸別収集事業

高齢化社会への対応と受益者負担の公平性を確保しながら、粗大ごみの戸別有料収集を行うとともに、再資源化を図る。

### (イ) ごみ減量活動の促進

#### a 家庭系ごみ減量・分別啓発事業

町内会などの市民団体を対象とした、ごみ減量・分別説明会等を開催し、家庭系ごみの減量と分別の啓発事業を実施する。

#### b 事業系ごみ減量・分別啓発事業

(a) 事業所への訪問指導および多量排出事業者を対象とした事業系一般廃棄物減量等計画書により、事業系ごみの減量と分別の推進を図る。

(b) (新) 事業系ごみ減量を促進するための情報提供を実施する。

#### c ごみ減量コラム掲載事業

ごみ減量コラムを全戸配布の冊子に掲載し、ごみ減量に関する意識向上および啓発を図る。

**d ごみ減量アクション開催**

ごみ減量の必要性や方法について、定期的に3R体験講座を実施し、情報提供の機会を設け、より一層の啓発を図る。

**e 生ごみ減量促進事業**

(a) 家庭系生ごみの減量を一層推進するため、生ごみ堆肥化容器の購入に対し補助し、ごみ減量に取り組む市民を支援するとともに、家庭で手軽にできる生ごみ堆肥づくり講座の開催や啓発活動を実施する。

(b) (新) 食品廃棄物の減量を図るため、アイデアレシピの募集およびレシピの作成、食べ残しをしないなどの取組の周知、啓発活動を実施する。

**(ウ) その他の環境施策**

**a 家庭ごみ処理手数料の負担軽減措置**

腹膜透析実施者やおむつを資源化物用指定ごみ袋で排出することに抵抗がある者に、年1回の申請により家庭ごみ用有料指定袋を交付し、負担軽減を図る。

**b ボランティア袋の交付**

ごみ集積所の清掃やボランティア清掃用に各町内会などに対し、ボランティア袋を交付する。

**c ごみ集積所設置費補助事業**

各町内会等のごみ集積所の設置や修繕、被せネットの購入に係る経費負担の軽減を図る。

**d 一般廃棄物処理施設整備基金積立金**

家庭ごみに係るごみ処理手数料の歳入総額のおおむね2分の1の額を、処理施設の整備等関連事業に要する経費に充てるための基金に積立する。

**e ごみ集積所巡回事業**

ごみ集積所への不適正排出に対処するため、巡回パトロールおよび現地調査を実施する。

#### (4) 収集・運搬計画

##### ア 収集区域の範囲

秋田市全域

##### イ 収集方法等

##### (7) 家庭系ごみ（家庭から排出される一般廃棄物）

（単位：t）

分別区分	排出方法	収集回数・方法	収集車両	収集運搬量
家庭ごみ	有料指定ごみ袋(注1)	週2回(注2) ステーション収集	委託 51台	60,546
資源化物	空きびん	プラスチック製回収箱	委託 13台	2,412
	ガス・スプレー缶	プラスチック製回収箱		4
	空き缶	資源化物用指定ごみ袋	月2回(注3) ステーション収集	1,186
	使用済み乾電池	透明の小袋および資源化物用指定ごみ袋		21
	ペットボトル	資源化物用指定ごみ袋	委託 51台	901
古紙(新聞、ダンボール・紙パック・雑誌、雑がみ)	品目ごとに紙ひもで結束	協同組合 秋田古紙回収協会 13台	9,032	
金属類	資源化物用指定ごみ袋	月1回(注3) ステーション収集	委託 51台	632
粗大ごみ(注4)	証紙(シール)を貼付	週1回 申込制による 戸別有料収集	委託 3台	582

(注1) 有料対象外となる刈草・落葉、おむつについては、資源化物用指定袋を使用することができる。

(注2) 年末年始【12/30(水)～1/3(日)】を除き、国民の祝日および振替休日も収集を行う。

(注3) 年末年始【12/29(火)～1/3(日)】を除き、国民の祝日および振替休日も収集を行う。

(注4) 収集運搬時に特別の扱いを要するもの（石油ストーブ・ガソリン携行缶・除湿機・コンクリートブロック・物干し台座・鉄アレイ・コイルスプリング等の自動車部品）などについては、大きさにかかわらず粗大ごみと同様の方法で収集する。



### 【市民の協力義務等】

- ・家庭からごみを出すときは、分別区分に従い適正に分別するとともに、分別区分ごとの排出方法に従うこと。
- ・家庭ごみおよび資源化物は収集日の午前6時から午前8時までに決められた集積所（ごみステーション）に出すこと。なお収集日に出す量は2袋までとするよう努めること。
- ・粗大ごみは事前に電話で収集の申込をしてから、指定された額面の証紙（シール）を貼付し、収集日の午前9時までに指定された場所へ出すこと。
- ・引っ越しや庭木・草の刈り込み等で多量に出るごみは、本市の施設へ自ら搬入するか、許可業者に収集を依頼すること。
- ・市が収集処理しないごみを排出する際は、市の指示に従い自ら処理を行うこと。

#### (イ) 事業系ごみ（事業活動に伴って排出される一般廃棄物）（単位：t）

分別区分	排出方法	収集方法	収集車両	収集運搬量	
事業ごみ	半透明(注5)又は無色透明(注6)の袋	排出者が自ら運搬又は許可業者が戸別収集	21社 107台	42,172	
資源化物	空きびん			プラスチック製回収箱等	539
	空き缶			無色透明の袋(注6)	65
	ペットボトル			無色透明の袋(注6)	37
	金属類			無色透明の袋(注6)	2
	古紙(新聞、ダンボール・紙パック・雑誌、雑がみ)			品目ごとに紙ひもで結束	—
粗大ごみ	—	—	—	2,821	

(注5) 袋4枚を重ねて新聞の文字が判読できる程度のことをいう。また、旧家庭ごみ用指定袋を使用しても差し支えない。

(注6) 資源化物用指定袋を使用しても差し支えない。

#### (ウ) 自ら処理施設へ搬入する場合の開場時間および受入休業日

施設名	所在地	開場時間	受入休業日
秋田市総合環境センター	秋田市河辺 豊成字虚空 蔵大台滝1 番地1	8:00～16:30	日曜、祝日および年末年始 【12/30(水)～1/3(日)】

※ 再生可能な古紙は、原則受入しない。また、開場時間および受入休業日は、変更することができる。

**【事業者の協力義務等】**

- ・分別区分に従い適正に分別するとともに、分別区分ごとの排出方法に従うこと。
- ・町内会等が設置する家庭系ごみ集積所には排出しないこと。
- ・本市の処理施設へ自ら搬入する場合は、市の定める受入基準に従うこと。

**(イ) 本市で収集・処理しないごみ**

区分	品目例
有害性のある物	バッテリー・農薬・在宅医療廃棄物(注7)等
危険性のある物	プロパンガスボンベ等
引火性のある物	ガソリン・廃油・塗料等
著しく悪臭を発する物	
特別管理一般廃棄物	医療機関等から排出される感染性病原体を含むおそれのある包帯等
処理に支障を及ぼすおそれのある物	タイヤホイール・ドラム缶・ホームタンク(100L超)・ボイラー・モーター(5kg超)・丸太・耐火金庫・ピアノ・鉄板(50cm超)等
特定家庭用機器再商品化法第2条第5項に規定する物	エアコン・テレビ(ブラウン管・液晶・プラズマ)・冷蔵庫および冷凍庫・洗濯機および衣類乾燥機
パーソナルコンピューター	デスクトップパソコン本体・ノートパソコン・ディスプレイ等
小型二次電池等	充電式電池・ボタン型電池
リサイクルルートが確立されている物	自動車・自動二輪車・タイヤ・消火器等

(注7) 血液の付着したもの、注射針等の鋭利なもの、感染性を有するもの。

**(5) 中間処理計画**

**ア 溶融処理**

施設名	所在地	公称能力	処理計画量	残渣処理
秋田市総合環境センター 溶融施設	秋田市河辺豊成字虚 空蔵大台滝1番地1	460 t / 日	117,139t	埋立 3,540t

※ 一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物(秋田市公共下水道八橋終末処理場から発生する下水道汚泥)を含む。

### イ 破碎・資源化处理

施設名	所在地	公称能力	処理計画量	残渣処理
秋田市総合環境センター 前処理破碎施設	秋田市河辺豊成字虚 空蔵大台滝 1 番地 1	10 t / 5 h	4,062t	熔融 3,224t
秋田市総合環境センター 第2リサイクルプラザ	秋田市河辺豊成字虚 空蔵大台滝 1 番地 3	32 t / 5 h		

### ウ 資源化处理

施設名	所在地	公称能力	処理計画量	残渣処理
秋田市総合環境センター リサイクルプラザ	秋田市河辺豊成字 虚空蔵大台滝 1 番 地 1	空き缶 28 t / 5 h	5,145t	熔融 575t
		空きびん 36 t / 5 h		
		ペットボトル 10 t / 5 h		

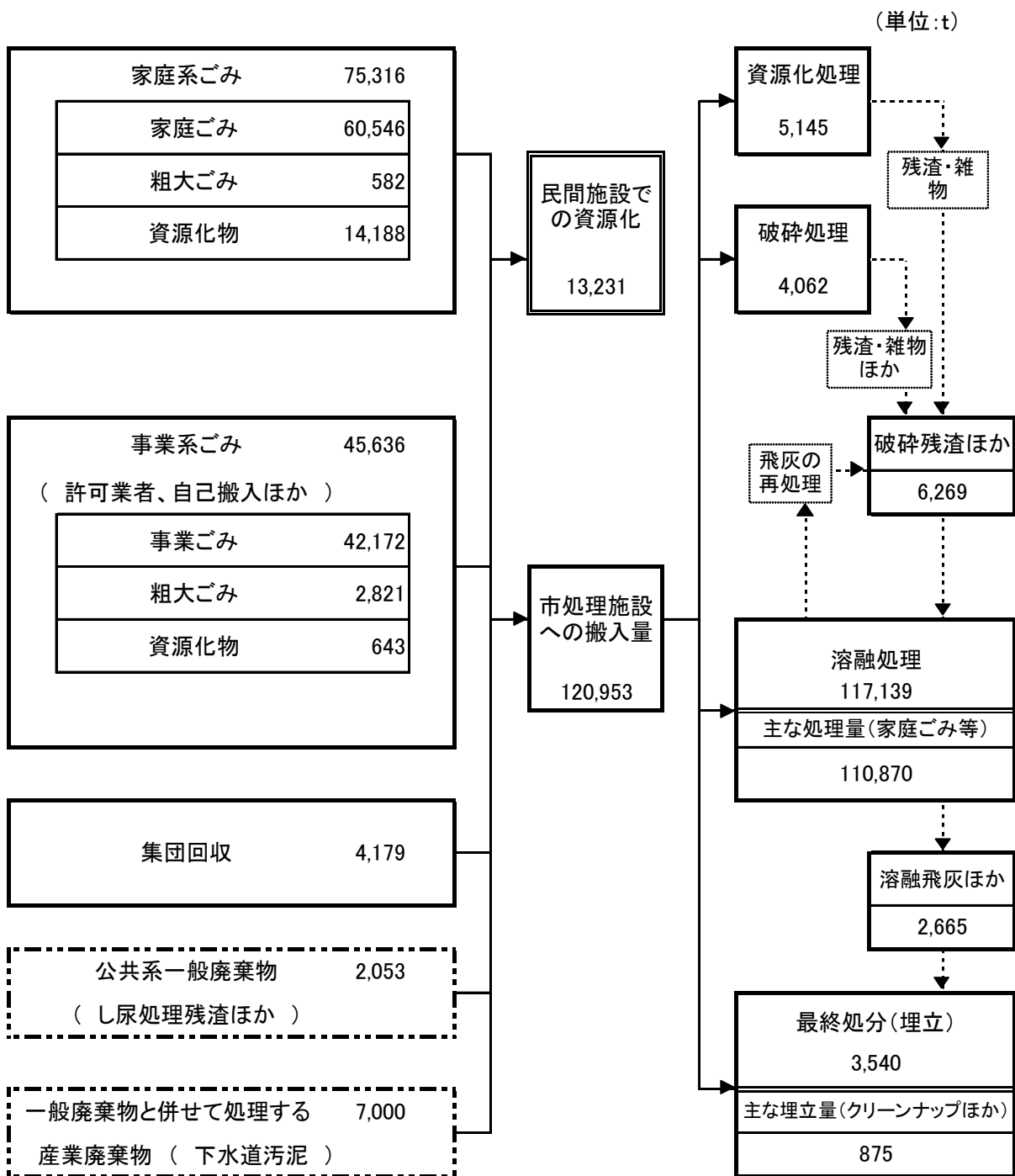
### エ 資源化处理（民間施設）

施設名	廃棄物種類	処理計画量
(有) エコ・リサイクルペーパーほか	古紙等	13,231t

### (6) 最終処分計画

施設名	所在地	全体容量	処理計画量	残容量
秋田市総合環境センター 最終処分場	秋田市河辺豊成字 虚空蔵大台滝地内	1,500,000 m <sup>3</sup>	3,540t	約194,000 m <sup>3</sup> (26年度末)

(参考) ごみ処理計画フロー図



※数式により端数処理があるため数値が合わない場合がある

## 2 生活排水処理実施計画

平成27年3月に新たな秋田市一般廃棄物処理基本計画を策定し、し尿および浄化槽汚泥の適正処理のため環境負荷低減に配慮するとともに、生活環境の保全および公衆衛生の向上を図るための取組を推進する。

### (1) 実施期間

平成27年4月1日～平成28年3月31日

### (2) し尿・浄化槽汚泥の排出量見込み

種類	排出量		合計
し尿	19,628k1/年	54k1/日	41,296k1/年
浄化槽汚泥	21,668k1/年	59k1/日	

### (3) し尿・浄化槽汚泥の処理方法

種類	収集運搬主体	中間処理		最終処理	
		処理主体	処理方法	処理主体	処理方法
し尿	許可業者	市	固液分離・希釈放流方式	県	標準活性汚泥方式
浄化槽汚泥	許可業者				

### (4) し尿・浄化槽汚泥の処理計画

#### ア 適正処理の推進

(ア) し尿および浄化槽汚泥について、環境負荷低減に配慮しながら安定的に適正な処理を行う。

(イ) 浄化槽によるし尿等の適正な処理を行い、生活環境の保全および公衆衛生の向上を図る。

#### イ 浄化槽設置の整備

生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、浄化槽の設置者に対し補助金を交付し普及を促進する。

### (5) 収集・運搬計画

#### ア 収集区域の範囲

秋田市全域

#### イ 収集方法

種類	収集方法
し尿	当該区域を担当するし尿収集運搬許可業者が戸別収集
浄化槽汚泥	浄化槽清掃許可業者が戸別収集

### ウ 中間処理計画

施設名	所在地	受入時間	受入休業日
秋田市汚泥再生処理センター	秋田市向浜一丁目 13番1号	7:00～16:30	第2・第4土曜、日曜、 祝日および年末年始 【12/31(木)～1/3(日)】
処理方式	公称能力	処理計画量	汚泥排出量
固液分離・希釈放流方式	175k1/日	し尿 19,628k1 浄化槽汚泥 21,668k1	1,550t (秋田市総合環境センターで溶融処理)

※ 受入および休業日は変更することができる。

### (参考) 生活排水処理計画人口

区分	人口(人)
行政区域内人口	319,497
水洗化・生活雑排水処理人口	284,048
公共下水道	257,277
農業集落排水	10,725
浄化槽(合併処理)	16,046
水洗化・生活雑排水未処理人口(単独浄化槽)	19,795
非水洗化人口(くみ取り)	15,654

(平成26年3月31日現在)